

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日
(第34期) 至 平成26年3月31日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

(E04859)

第34期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

目 次

頁

第34期 有価証券報告書

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	12
3 【対処すべき課題】	13
4 【事業等のリスク】	14
5 【経営上の重要な契約等】	15
6 【研究開発活動】	15
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	18
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	49
4 【株価の推移】	49
5 【役員の状況】	50
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5 【経理の状況】	58
1 【連結財務諸表等】	59
2 【財務諸表等】	101
第6 【提出会社の株式事務の概要】	111
第7 【提出会社の参考情報】	112
1 【提出会社の親会社等の情報】	112
2 【その他の参考情報】	112
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	113

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書（平成26年7月11日付け訂正報告書の添付インラインXBRL）
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【事業年度】	第34期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 洋祐
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03（5292）8100
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03（5292）8100
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (百万円)	192,257	125,271	127,896	147,981	155,023
経常損益 (△は損失) (百万円)	27,822	5,390	10,297	△4,378	12,534
当期純損益 (△は損失) (百万円)	9,509	△12,043	6,060	△13,714	6,598
包括利益 (百万円)	—	△15,094	5,451	△11,881	9,045
純資産額 (百万円)	154,258	135,143	137,297	121,636	127,676
総資産額 (百万円)	270,529	206,336	213,981	202,509	216,617
1株当たり純資産額 (円)	1,326.82	1,160.66	1,177.87	1,043.62	1,095.78
1株当たり当期純損益金額 (△は損失) (円)	82.65	△104.66	52.66	△119.19	57.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	82.59	—	52.55	—	57.19
自己資本比率 (%)	56.4	64.7	63.3	59.3	58.3
自己資本利益率 (%)	6.3	—	4.5	—	5.4
株価収益率 (倍)	24.7	—	33.0	—	37.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	20,838	14,827	6,786	110	21,698
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△53,774	30,407	△5,778	△9,189	△5,962
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	31,707	△42,354	299	△3,481	△3,438
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	109,717	109,751	110,116	98,822	113,507
従業員数 (人)	3,338	3,297	3,424	3,782	3,581
[外、平均臨時雇用者数]	(2,204)	(1,933)	(1,974)	(2,031)	(2,026)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第30期において、EIDOS PLC. 及びその関係会社を平成21年4月22日を当社の支配獲得日とみなして連結子会社としております。

3. 第31期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第31期及び第33期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第32期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
営業収益	(百万円)	4,265	1,761	1,526	1,728	1,545
経常損益 (△は損失)	(百万円)	2,887	△235	37	1,020	562
当期純損失 (△)	(百万円)	△4,294	△12,510	△257	△12,281	△445
資本金	(百万円)	15,204	15,204	15,204	15,204	15,368
発行済株式総数	(千株)	115,370	115,370	115,370	115,370	115,575
純資産額	(百万円)	143,239	126,798	123,373	107,240	103,568
総資産額	(百万円)	220,777	164,289	161,466	146,092	141,705
1株当たり純資産額	(円)	1,238.55	1,094.84	1,063.67	926.31	895.47
1株当たり配当額		35.00	30.00	30.00	30.00	30.00
(内1株当たり 中間配当額)	(円)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純損失金額 (△)	(円)	△37.32	△108.71	△2.24	△106.73	△3.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	64.6	76.7	75.8	73.0	72.8
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(人)	17	18	21	16	22
[外、平均臨時雇用者数]		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第32期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

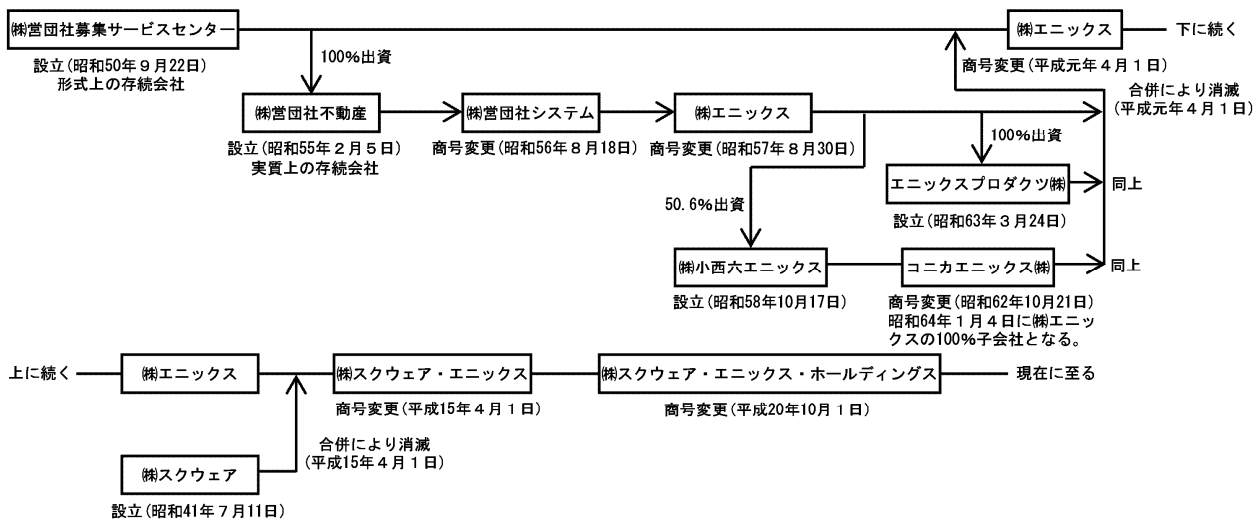
2 【沿革】

当社（形式上の存続会社である株式会社営団社募集サービスセンター、昭和50年9月設立、資本金100万円）は、平成元年4月1日を合併期日として、旧・株式会社エニックス、コニカエニックス株式会社及びエニックスプロダクツ株式会社を、経営の合理化を目的として吸収合併しました。

合併前の当社は休業状態であり、法律上消滅した旧・株式会社エニックスが実質上の存続会社であるため、以下は、実質上の存続会社および合併後の株式会社エニックスに関する記載をしております。

昭和55年2月	株式会社営団社募集サービスセンターの100%出資により、不動産売買及び仲介を目的として株式会社営団社不動産を設立 (資本金500万円、東京都港区虎ノ門三丁目18番12号)
昭和56年8月	商号を株式会社営団社システムに変更 本店を東京都新宿区西新宿七丁目15番10号に移転
昭和57年8月	商号を株式会社エニックスに変更
昭和58年10月	株式会社小西六エニックスを小西六写真工業株式会社他との共同出資により設立(資本金6,000万円、東京都北区、設立時の当社の出資比率は50.6%、昭和59年6月より49%、昭和62年10月商号をコニカエニックス株式会社に変更)
昭和59年1月	本店を東京都新宿区西新宿七丁目1番8号に移転
昭和61年4月	本店を東京都新宿区西新宿八丁目20番2号に移転
昭和63年3月	出版物およびキャラクター商品の開発・販売を目的としてエニックスプロダクツ株式会社を設立 (資本金3,000万円、100%出資、東京都新宿区)
平成元年4月	経営の合理化を目的として、株式会社営団社募集サービスセンター、コニカエニックス株式会社及びエニックスプロダクツ株式会社と合併し商号を株式会社エニックスとする 本店を東京都新宿区西新宿七丁目5番25号に移転
平成3年2月	当社株式が、社団法人日本証券業協会に店頭登録銘柄として登録となる
平成3年10月	㈱デジタルエンタテインメントアカデミー設立
平成8年8月	本店を東京都渋谷区代々木四丁目31番8号に移転
平成11年8月	当社株式が東京証券取引所市場第1部に上場
平成11年11月	ENIX AMERICA INC. 設立
平成15年4月	株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併し商号を株式会社スクウェア・エニックスとする
平成15年8月	本店を東京都渋谷区代々木三丁目22番7号に移転
平成16年7月	北米及び欧州子会社に新経営体制を導入。併せて、商号を各々SQUARE ENIX, INC.、SQUARE ENIX LTD.へ変更し、グローバル市場におけるコーポレートブランドを統一
平成17年1月	当社100%出資により、SQUARE ENIX (China) CO., LTD. (中国・北京市)を設立
平成17年9月	株式会社タイトーを連結子会社化(平成18年3月完全子会社となる。)
平成18年11月	北米における当社グループ会社を統括する持株会社として、SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. (米・カリフォルニア州ロスアンゼルス)を設立
平成20年10月	持株会社体制へ移行し、商号を株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスとする
平成21年4月	Eidos plcを完全子会社化
平成24年10月	本店を東京都新宿区新宿六丁目27番30号に移転

形式上の存続会社および実質上の存続会社等の設立から合併に至る経緯



3 【事業の内容】

当社グループの主な事業内容とグループを構成している主要各社の位置付けは以下のとおりであります。

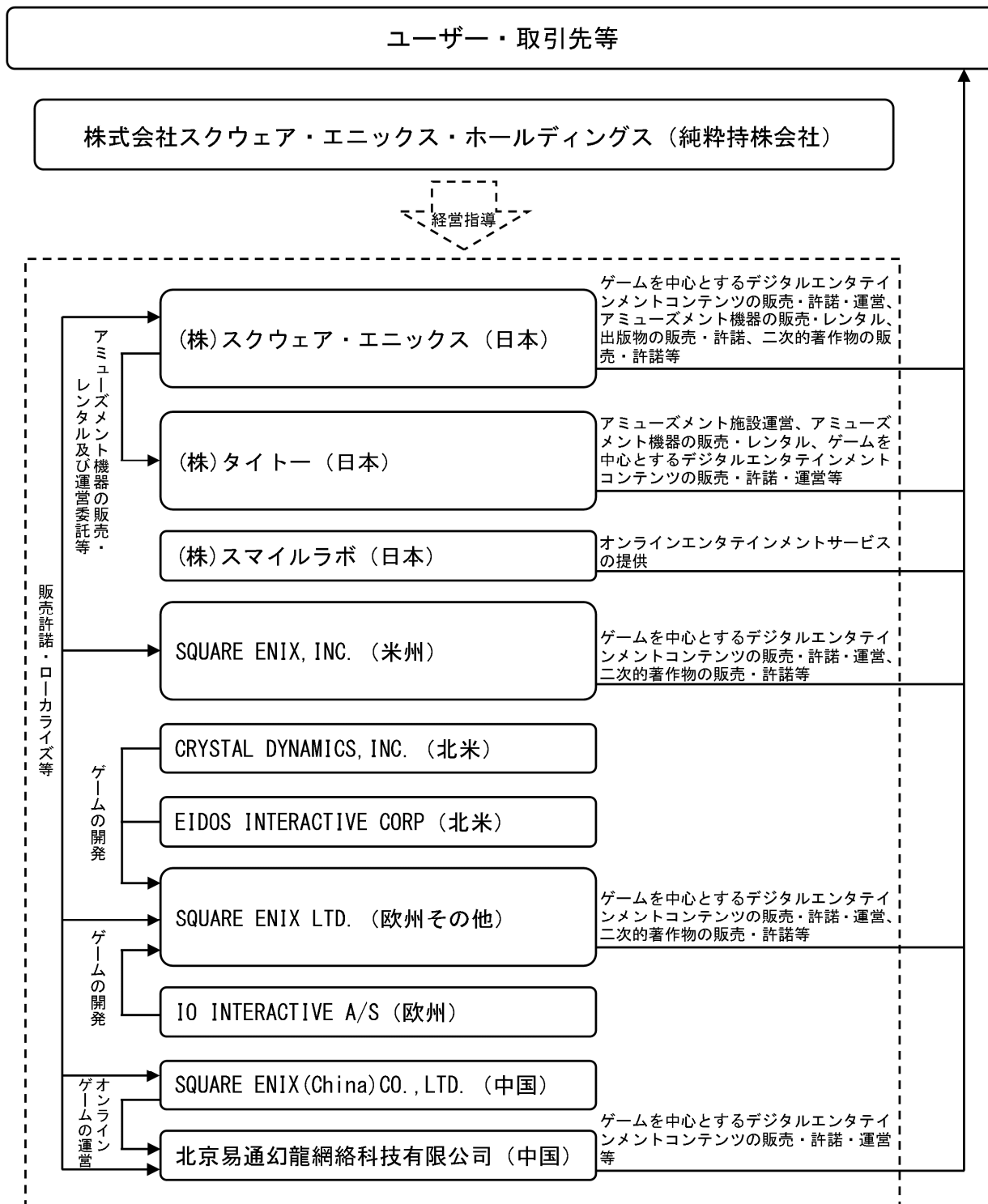
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(連結対象会社)

セグメントの名称	主要な事業内容	地域	会社名
デジタル エンタテイン メント事業	コンピュータゲームを中心とするデジ タルエンタテインメントコンテンツの 企画、開発、販売、販売許諾、運営等	日本	株式会社スクウェア・エニックス 株式会社タイトー 株式会社スマイルラボ
		米州	SQUARE ENIX, INC. CRYSTAL DYNAMICS, INC. EIDOS INTERACTIVE CORP.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD. IO INTERACTIVE A/S
		アジア	SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 北京易通幻龍網絡科技有限公司
アミューズ メント事業	アミューズメント施設運営、アミュー ズメント機器の企画・開発・製造・販 売・レンタル等	日本	株式会社タイトー 株式会社スクウェア・エニックス
出版事業	コミック雑誌、単行本、ゲーム関連書 籍等の出版、許諾等	日本	株式会社スクウェア・エニックス
		米州	SQUARE ENIX, INC.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD.
ライツ・ プロパティ等 事業	二次的著作物の企画、制作、販売及び 販売許諾等	日本	株式会社スクウェア・エニックス 株式会社タイトー
		米州	SQUARE ENIX, INC.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD.

(注) 上記事業系統図は、主要な連結対象会社について記載しております。

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) 上記事業系統図は、主要な連結対象会社について記載しております。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.	米国カリフォルニア州	1米ドル	北米市場における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理	100.0	経営指導、 役員の兼任
SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.	英国 ロンドン市	2英ポンド	欧州市場における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理	100.0	経営指導、 資金貸付、 役員の兼任
株式会社スクウェア・エニックス	東京都新宿区	1,500百万円	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 商標使用許諾、 資金貸付、 建物賃貸、 役員の兼任
株式会社タイトー	東京都新宿区	1,500百万円	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 役員の兼任
株式会社スマイルラボ	東京都渋谷区	10百万円	オンラインエンタテインメントサービスの提供	100.0	—
SQUARE ENIX, INC.	米国カリフォルニア州	10百万米ドル	北米市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
SQUARE ENIX LTD.	英国 ロンドン市	111百万英ポンド	欧州市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.	中国北京市	12百万米ドル	中国アジア市場におけるデジタルエンタテインメント事業	100.0	資金貸付、 役員の兼任
CRYSTAL DYNAMICS, INC.	米国カリフォルニア州	40百万米ドル	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
EIDOS INTERACTIVE CORP.	カナダ ケベック州	6百万カナダドル	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
IO INTERACTIVE A/S	デンマーク コペンハーゲン市	656千デンマーク クローネ	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
その他21社及び 1任意組合					

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2 株式会社スクウェア・エニックス、SQUARE ENIX LTD. 及びCRYSTAL DYNAMICS, INC. は、特定子会社に該当しております。

- 3 株式会社スクウェア・エニックスについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 82,751百万円 |
| | (2) 経常利益 | 6,236百万円 |
| | (3) 当期純利益 | 4,018百万円 |
| | (4) 純資産額 | 52,860百万円 |
| | (5) 総資産額 | 79,748百万円 |
- 4 株式会社タイトーについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 45,070百万円 |
| | (2) 経常利益 | 1,958百万円 |
| | (3) 当期純利益 | 1,502百万円 |
| | (4) 純資産額 | 26,822百万円 |
| | (5) 総資産額 | 38,992百万円 |
- 5 SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. グループについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 17,906百万円 |
| | (2) 経常損失（△） | △735百万円 |
| | (3) 当期純損失（△） | △2,305百万円 |
| | (4) 純資産額 | △1,595百万円 |
| | (5) 総資産額 | 39,385百万円 |
- 6 SQUARE ENIX, INC. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 18,020百万円 |
| | (2) 経常利益 | 3,231百万円 |
| | (3) 当期純利益 | 2,544百万円 |
| | (4) 純資産額 | 14,202百万円 |
| | (5) 総資産額 | 24,268百万円 |

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
デジタルエンタテインメント事業	2,655	(244)
アミューズメント事業	367	(1,759)
出版事業	147	(1)
ライツ・プロパティ等事業	17	(-)
報告セグメント計	3,186	(2,004)
全社（共通）	395	(22)
合計	3,581	(2,026)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
22（-）	44.8	1.9	13,517,324

セグメントの名称	従業員数（人）	
デジタルエンタテインメント事業	-	(-)
アミューズメント事業	-	(-)
出版事業	-	(-)
ライツ・プロパティ等事業	-	(-)
報告セグメント計	-	(-)
全社（共通）	22	(-)
合計	22	(-)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 従業員数には使用人兼務役員は含まれておりません。
 3 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 4 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライツ・プロパティ等事業と定め、各々のセグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

当連結会計年度の業績は、売上高は155,023百万円（前期比4.8%増）、営業利益は10,543百万円（前期は6,081百万円の営業損失）、経常利益は12,534百万円（前期は4,378百万円の経常損失）となりました。

なお、アミューズメント店舗閉鎖による受取補償金351百万円を特別利益として計上したことや、開発中のゲームタイトルについて見直しを行い、コンテンツ評価損1,725百万円を特別損失として計上したことを主要因として、当期純利益は6,598百万円（前期は13,714百万円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメントコンテンツの企画、開発、販売、運営等を行っております。デジタルエンタテインメントコンテンツは、顧客のライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機（携帯ゲーム機含む）、PC、スマートデバイス等、多様な利用環境に対応しています。

当連結会計年度は、「ファイナルファンタジーX/X-2 HDリマスター」、「Thief」（欧米のみ）、「トゥームレイダー ディフィニティブエディション」などの家庭用ゲーム機向けタイトルの販売が好調であったほか、スマートデバイス、PCブラウザ等をプラットフォームとしたコンテンツにおいては、ブラウザゲーム「戦国IXA（イクサ）」が引き続き好調に推移する一方、スマートフォン向けゲーム「拡散性ミリオンアーサー」が、PlayStation Vita版へのプラットフォームの拡大に加えて、韓国に続き台湾・中国本土でもヒットしました。さらに、平成26年1月に国内でサービスを開始した「ドラゴンクエストモンスターズ スーパーライト」が好調なスタートを切っております。

また、平成25年8月に運営を開始した多人数参加型オンラインロールプレイングゲーム「ファイナルファンタジーXIV：新生エオルゼア」のソフトウェア販売が好調であったほか、運営も堅調に推移しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は94,571百万円（前期比5.7%増）となり、営業利益は10,709百万円（前期は44百万円の営業利益）となりました。

② アミューズメント事業

アミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発、販売等を行っております。

当連結会計年度は、平成25年8月に発売した「ロード オブ ヴァーミリオンⅢ」、11月に発売した「グルーヴコースター」（アーケード版）等アミューズメント機器の販売が好調に推移しました。また、アミューズメント施設運営も効率的な店舗運営に努め、堅調に推移しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は46,952百万円（前期比6.0%増）となり、営業利益は4,517百万円（前期は353百万円の営業損失）となりました。

③ 出版事業

コミック雑誌、単行本、ゲーム関連書籍等の出版、許諾等を行っております。

当連結会計年度は、一部人気タイトルの新刊が減少したこと等により、前期と比較してコミックス単行本などの売上が減少しました。

当事業における当連結会計年度の売上高は10,228百万円（前期比7.7%減）となり、営業利益は2,293百万円（前期比7.7%減）となりました。

④ ライツ・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画、制作、販売、ライセンス許諾等を行っております。

当連結会計年度は、自社コンテンツのキャラクターグッズ、サウンドトラック等の販売及びライセンス許諾に加え、他社の有力コンテンツのキャラクターグッズ化による品揃えの強化や海外展開による収益機会の多様化を図ってきました。

当事業における当連結会計年度の売上高は3,786百万円（前期比16.0%増）となり、営業利益は1,115百万円（前期比67.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ14,684百万円増加して、113,507百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は21,698百万円（前連結会計年度は110百万円の獲得）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益10,137百万円、たな卸資産2,601百万円の増加、売上債権10,779百万円の減少、及び減価償却費6,614百万円等により、全体としては資金が増加しました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は5,962百万円（前連結会計年度比35.1%減）となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出4,823百万円及び無形固定資産の取得による支出566百万円であります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は3,438百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。

これは主として、配当金の支払額3,446百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産は同種の商製品であっても一様でないため、セグメントごとに生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 仕入実績

仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業 (百万円)	13,328	△24.8
アミューズメント事業 (百万円)	13,860	15.3
出版事業 (百万円)	2,595	△12.7
ライツ・プロパティ等事業 (百万円)	1,289	△6.7
合計 (百万円)	31,073	△8.8

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは受注による生産は行っておりません。

(4) 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業 (百万円)	94,564	5.7
アミューズメント事業 (百万円)	46,952	6.0
出版事業 (百万円)	10,030	△9.5
ライツ・プロパティ等事業 (百万円)	3,475	10.8
合計 (百万円)	155,023	4.8

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 経営の基本方針

当社グループは、高度で良質なコンテンツの制作・提供を通じて幅広い方々に夢と感動をお届けすることを基本方針としております。また、株主の皆様へ報い、会社を永続的に成長・発展させるため、経営資源を有効に組み合わせ合わせた効率的な経営の推進により利益が最大になるよう努めてまいります。

(2) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。まず、既存事業の拡大、新規事業の開発、事業構造の改革等、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、配当を通じた株主への還元を重視し、業績連動と安定還元の最適なバランスを旨とした利益還元を努めてまいります。配当額につきましては、安定配当に留意しつつ、連結配当性向30%を目安としております。

(3) 投資単位の引下げに関する考え方及び方針

当社グループは、投資家による当社株式の長期安定的な株式保有を促進するとともに、投資家層の拡大を図ることを、資本政策上の重要課題と認識しております。このため、既に株式の売買単位を100株としており、多様な投資家が参加しやすい環境が整っているものと考えております。

(4) 目標とする経営指標

当社グループは、収益性に裏付けられた成長を実現することが重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、恒常的に連結1株当たり利益の成長率10%以上、経常利益率20%以上を実現していくことを目標としてまいります。

(5) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。今後、ITや通信環境の急速な発展・普及により、ネットワークを前提とするエンタテインメントに対するニーズが高まるとともに、ユーザーが多機能端末を通じて多様なコンテンツにアクセスできるようになるなど、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化することが予想されます。当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いていくことを中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

中長期的な会社の経営戦略を実現するため、国際的な事業拡大、多様な顧客ニーズに合致したエンタテインメント・コンテンツ／サービスの提供、それに対応する人材の育成・獲得等が当社グループの対処すべき重要な課題であります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績に影響を与える可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、将来に関する事項は、当該有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済環境の変化

消費者の需要を減退させるような経済情勢の著しい低迷は、当社グループの扱っているエンタテインメント分野の製品・サービスに対する支出を減少させる恐れがあり、これによって当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(2) デジタル・コンテンツ市場における顧客嗜好の変化、技術革新の急速な進展等に対する当社の対応能力

「中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題」に記載した大変革期に当社グループが適時的確に対応できない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(3) プラットフォームの変化及び対応

当社グループの主にデジタルエンタテインメント事業は、家庭用ゲーム機、スマートフォン、タブレットPC等のいわゆるプラットフォームの多様化、高機能化、世代交代等に伴い、コンテンツの提供形態やビジネスモデルが大きく変化し、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 新しいコンテンツ・サービスの創造や海外展開を核とする当社の成長戦略を担う人材の確保

当社グループの事業構造が大きく変わりつつあります。このような当社グループの変革スピードに適時的確な人材の確保が追いつかない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(5) 国際的事業拡大

当社グループは、国際的な事業拡大を進めておりますが、当社グループが海外事業を展開している国における市場動向、政治・経済、法律・規制、社会情勢、文化、宗教、習慣その他の要因によって、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(6) 情報・ネットワークシステム

当社グループでは業務運営に必要な情報・ネットワークシステムを適切に構築・運用管理しておりますが、システム障害や運用ミスなどにより、業務運営に支障をきたし、機会損失や追加的費用が発生する可能性があります。また、当社グループでは、情報・ネットワークシステムへの不正アクセスやコンピューターウィルス感染などの所謂セキュリティ・インシデントに対する堅固な予防・防御策を導入・構築しておりますが、万一、かかる対策によっても防止し得ないセキュリティ・インシデントが発生した場合、業務運営に支障をきたし、機会損失や追加的費用が発生する可能性があるだけでなく、当社グループの顧客及び従業員の個人情報を含む営業秘密が社外へ漏洩し、機会損失・追加的費用の発生や当社グループの社会的信用の低下を招くおそれがあります。

(7) 個人情報の管理

個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の厳重な社内管理体制を整備するとともに、役員・社員に対する個人情報保護に係る教育も随時実施しております。しかし、上記(6)で述べたようなセキュリティ・インシデントが発生し、個人情報が社外へ漏洩した場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(8) 為替リスク

当社グループは、北米・欧州・アジアに在外連結子会社を所有しております。当該子会社において獲得した現地通貨は、主として現地での決済に使用するほか、現地での投資に振り向けることから、実質的な為替リスクは軽減されております。しかしながら、外貨建ての在外連結子会社の売上、費用、資産等は、連結財務諸表の作成時に円換算するため、換算時の為替レートが予想を越えて大幅に変動した場合には、当社グループの業績が影響を受ける場合があります。

(9) 風俗営業法

ゲーム施設運営事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及びその関連法令により規制を受けております。その内容は、店舗開設及び運営に関する許認可、営業時間帯の制限、入場者の年齢制限、出店地域の規制、施設の構造・内装・照明・騒音等に関する規制などです。当社グループは、同法を遵守しつつ適正な店舗運営を行っておりますが、同法の規制が強化された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 事故・災害

当社グループは、地震その他の大規模自然災害、火災、停電、システム・ネットワーク障害、テロ、感染症の流行、その他の事故・災害による影響を最小化するために、定期的な災害防止検査、設備点検、防災訓練などの対策を行っておりますが、激甚な事故・災害が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 訴訟等

当社グループは、事業の遂進にあたり、法令遵守及び第三者の権利尊重を徹底しておりますが、国内外の事業展開に伴い、米国における特許訴訟を中心に、争訟の当事者となるリスクを不可避免的に負っております。当社グループを相手取った訴訟などの争訟が提起された場合、当社グループに有利な条件で早期に解決する努力をしておりますが、かかる訴訟の結果が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、ゲーム開発プロセスの効率化・高品質化を目的とした研究開発、ゲーム開発に係る先端技術の調査・研究を行っております。また、ゲームの新作タイトルの開発にあたっては、企画段階において様々な先端技術を用いた試作を行っております。

当連結会計年度においては、デジタルエンタテインメント事業において2,155百万円の研究開発費を計上しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 の連結財務諸表の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に下記の会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断等に影響を及ぼすと考えております。

① 収益の認識基準

当社グループの売上高は、販売基準に基づき、通常、商製品が出荷された時点又はサービスが提供された時点において、ロイヤリティ収入についてはライセンサーからの計算報告書に基づいて、各々計上されております。ある特定のケースにおける売上計上基準の適用は、取引先との契約書の内容及び取扱商製品の種類に応じて決定しております。

② 貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒による損失に備えて回収不能となる見積額を貸倒引当金として計上しておりますが、将来、取引先の財務状況が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

③ コンテンツ制作勘定

当社グループは、コンテンツ制作勘定の推定される将来需要及び市場状況に基づく時価の見積額が原価を下回っていると判断した場合には評価減をしております。また、実際の将来需要又は市場状況が経営者の見積りより悪化した場合は追加の評価減が必要となる可能性があります。

④ 投資の減損

当社グループは、金融機関や販売又は仕入に係る取引会社の株式を保有しております。これらは株式市場の価格変動リスクを負っている公開会社の株式及び株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれております。これら株式の連結会計年度末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が発生した場合は評価損の計上が必要となる可能性があります。

⑤ 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、回収可能性が高いと考えられる金額を計上しております。将来の課税所得及び、慎重かつ実現可能性の高い継続的な税務計画を検討しておりますが、繰延税金資産の全部又は一部を将来実現できないと判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に計上金額を上回る繰延税金資産を今後回収できると判断した場合は、繰延税金資産への調整により当該判断を行った期間に利益を増加させることとなります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの経営成績は、1 業績等の概要 に記載のとおりであります。よって前記以外に当連結損益計算書に重要な影響を与えた要因は以下のとおりであります。

① 為替変動の影響

当連結会計年度において主に円と米ドル及び英ポンドによる為替レートの変動の影響をうけ1,798百万円の為替差益を計上しております。

② 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において158百万円の減損損失を計上しております。

③ コンテンツ評価損

当社グループは、当連結会計年度において1,725百万円のコンテンツ評価損を計上しております。これは、ゲーム事業の環境変化を踏まえた開発方針の変更に伴い、市場性をより厳密に見直したことにより発生したデジタルエンタテインメント事業のコンテンツに関するものであります。

(3) 財務政策、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金及び設備投資資金につきましては、主として内部資金及び社債の発行により調達しております。当連結会計年度末における当社グループの有利子負債は6,898百万円であります。自己資本比率は、58.3%となっており、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は113,507百万円（前年同期比14,684百万円の増加）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は21,698百万円（前連結会計年度は110百万円の獲得）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益10,137百万円、たな卸資産2,601百万円の増加、売上債権10,779百万円の減少、及び減価償却費6,614百万円等により、全体としては資金が増加しました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は5,962百万円（前連結会計年度比35.1%減）となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出4,823百万円及び無形固定資産の取得による支出566百万円であります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は3,438百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。
これは主として、配当金の支払額3,446百万円であります。

当社グループは、その健全な財務状態、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力により、その成長を維持し発展させていくために将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と判断しております。

(4) 戦略的現状と見通し及び経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。今後、ITや通信環境の急速な発展・普及により、ネットワークを前提とするエンタテインメントに対するニーズが高まるとともに、ユーザーが多機能端末を通じて多様なコンテンツにアクセスできるようになるなど、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化することが予想されます。当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いていくことを中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

中長期的な会社の経営戦略を実現するため、国際的な事業拡大、多様な顧客ニーズに合致したエンタテインメント・コンテンツ／サービスの提供、それに対応する人材の育成・獲得等が当社グループの対処すべき重要な課題であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、長期的戦略に基づき将来的に利益の極大化が図れる分野に対して重点を置き、合わせて技術力の向上及び経営の効率化のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資は、5,376百万円であり、主なものは、アミューズメント事業に係るアミューズメント機器への投資、並びにデジタルエンタテインメント事業に係る開発機材及びデータセンターのネットワーク機器の購入によるものであります。セグメント別の内訳は、デジタルエンタテインメント事業1,839百万円、アミューズメント事業3,171百万円、出版事業2百万円及び全社362百万円であります。

2【主要な設備の状況】

平成26年3月31日現在における各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
本社 (東京都新宿区)	全社	本社設備等	373	62	— (—)	435	22 (—)
東京事業所 (東京都渋谷区)	全社	子会社への賃貸設備	496	—	3,136 (718)	3,633	— (—)

(注) 1 従業員数のうち臨時雇用者数は、年間平均人員を()外数で記載しております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	アミュー ズメント 機器 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社スクウェア・エニックス	本社 (東京都新宿区)	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業、ライツ・プロパティ等事業、全社	本社及び開発設備等	1,688	628	—	— (—)	—	2,316	1,686 (52)
	東京事業所 (東京都渋谷区)	デジタルエンタテインメント事業、ライツ・プロパティ等事業、全社	開発設備等	97	10	—	— (—)	—	107	85 (170)
	大阪事業所 (大阪府大阪市北区)	デジタルエンタテインメント事業、出版事業、ライツ・プロパティ等事業、全社	同上	12	30	—	— (—)	—	43	70 (2)
	その他	デジタルエンタテインメント事業、出版事業、アミューズメント事業、全社	データセンター等	84	1,291	—	— (—)	—	1,376	6 (—)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	アミュー ズメント 機器 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社タイトー	本社 (東京都新宿 区)	デジタルエンタ テインメント事 業、アミューズ メント事業、ラ イツ・プロパテ ィ等事業、全社	一般事務管 理及び営 業・販売設 備	153	7	6	— (—)	14	181	208 (51)
	海老名開発セ ンター (神奈川県海 老名市)	アミューズメン ト事業	アミューズ メント機器 の開発・製 造設備	810	7	18	642 (17,042)	4	1,484	72 (26)
	札幌オフィス 他(北海道地 区)	同上	営業・販売 設備	32	0	91	— (—)	—	123	4 (86)
	仙台オフィス 他(東北地 区)	同上	同上	82	0	243	171 (3,383)	2	500	23 (187)
	本社外事務所 他(関東・東 京地区)	同上	同上	852	7	1,133	3,607 (2,109)	12	5,614	91 (753)
	名古屋オフィ ス他(中部北 陸地区)	同上	同上	250	3	348	65 (776)	2	669	19 (225)
	大阪オフィス 他(関西地 区)	同上	同上	64	2	194	— (—)	5	266	24 (77)
	広島オフィス 他(中国四国 地区)	同上	同上	131	5	176	70 (643)	—	383	12 (170)
	福岡オフィス 他(九州地 区)	同上	同上	104	0	267	— (—)	0	372	25 (211)
	その他	全社	福利厚生施 設等	2	—	—	14 (7,259)	—	17	— (—)

(注) 1 従業員数のうち臨時雇用者数は、年間平均人員を()外数で記載しております。

2 営業・販売設備の関東・東京地区及び福利厚生施設等のその他の土地は、区分所有建物敷地の共有持分を含めております。

3 海老名開発センターには、併設されている営業部門を含めております。

4 上記のほか、リース契約による主な賃借資産は次のとおりであります。

区分	名称	台数	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
車輛	営業用車輛 (所有権移転外ファイナンス・リース)	120台	3～4	61	86
営業設備	店舗空調設備 (所有権移転外ファイナンス・リース)	1セット	5	1	5
電算機設備	IBM AS400本体及び周辺機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4～6	15	12
その他の事務機器				130	160
合計				208	264

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整を図っております。なお、当連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成26年3月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成26年6月26日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,575,696	115,575,696	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株であります。
計	115,575,696	115,575,696	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

- ① 平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会決議及び平成20年7月31日開催の取締役会決議に基づき発行した2008年8月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	105	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,172 資本組入額 1,586	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（但し、上記新株予約権の行使期間内とする。）に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

② 平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2009年10月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	270	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,108 資本組入額 1,054	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

③ 平成21年12月25日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年1月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,293	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月26日 至 平成26年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,678 資本組入額 1,339	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下、「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

④ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	320	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月24日 至 平成42年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,465 資本組入額 733	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であつて、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使の条件は、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑤ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,037	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	103,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,895	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月30日 至 平成27年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,259 資本組入額 1,130	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下、「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

⑥ 平成22年12月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年1月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,779	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年12月25日 至 平成27年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,029 資本組入額 1,015	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下、「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

⑦ 平成23年6月22日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	320	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月22日 至 平成43年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,313 資本組入額 657	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、取締役会決議に基づき、下記④の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑧ 平成23年8月5日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年8月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,170	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,835	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月6日 至 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,270 資本組入額 1,135	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑨ 平成24年6月26日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	270	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月27日 至 平成44年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 949 資本組入額 475	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、取締役会決議に基づき、下記④の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑩ 平成24年7月30日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年8月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	800	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,515	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月31日 至 平成29年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	35,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月19日 至 平成27年1月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000	35,000

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 1	64,600	115,370,596	69	15,204	69	44,439
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注) 1	205,100	115,575,696	163	15,368	163	44,602

(注) 1 新株予約権（ストックオプション）の行使による増加であります。

2 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間における、新株予約権（ストックオプション）及び新株予約権付社債の権利行使はありません。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	35	33	160	251	30	32,416	32,925	—
所有株式数 (単元)	—	187,222	11,143	205,674	288,047	90	457,363	1,149,539	621,796
所有株式数の割 合(%)	—	16.29	0.97	17.89	25.06	0.01	39.78	100.00	—

(注) 1 自己株式306,862株は「個人その他」に3,068単元及び「単元未満株式の状況」に62株を含めて記載しております。なお、自己株式306,862株は株主名簿記載上の株式数であり、平成26年3月31日現在の実保有株式数は306,762株であります。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ11単元及び52株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
福嶋 康博	東京都渋谷区	23,626	20.44
株式会社福嶋企画	東京都渋谷区初台2丁目16-18	9,763	8.44
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	東京都港区港南1丁目7-1	9,520	8.23
宮本 雅史	東京都目黒区	7,047	6.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,443	4.70
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー (ケイマン) リミテッド (常任代理人 立花証券株式会社)	24 SHEDDEN ROAD PO BOX 1586 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-1110 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋小網町7-2ぺんてるビル)	5,330	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,460	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,662	2.30
チェース マンハッタン バンク ジーティー エス クライアunts アカウント エスクロウ (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16- 13)	2,580	2.23
ビーエヌワイエムエル ノン トリーティー アカウント (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING - POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の 内2丁目7-1 決済事業部)	2,447	2.11
計	—	71,882	62.19

(注) 1 ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから平成25年10月18日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年10月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, USA, 60602	3,836	3.32

- 2 エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーから平成26年2月5日付の大量保有報告書の提出があり、平成26年1月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、その大量保有報告書の変更報告書（平成26年2月6日付訂正報告書の内容を含む）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855	5,498	4.76

- 3 野村証券株式会社、NOMURA INTERNATIONAL PLC、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, INC. 及び野村アセットマネジメント株式会社の4社による連名の平成26年2月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年1月31日現在で以下のとおりそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,510	3.67
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	4,504	3.54
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, INC.	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	90	0.08
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	907	0.79
計		10,013	7.43

- 4 インベスコ投信投資顧問株式会社（平成26年4月1日付でインベスコ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更）及びInvesco Hong Kong Limitedの2社による連名の平成26年4月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年3月31日現在で以下のとおりそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
インベスコ投信投資顧問株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階	8,826	7.64
Invesco Hong Kong Limited	41/F, Citibank Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong	371	0.32
合計		9,197	7.96

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 306,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 114,647,200	1,146,472	—
単元未満株式	普通株式 621,796	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	115,575,696	—	—
総株主の議決権	—	1,146,472	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株 (議決権の数11個) が含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	306,700	—	306,700	0.26
計	—	306,700	—	306,700	0.26

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株 (議決権の数1個) あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄の普通株式に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

① 平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会に基づくもの

決議年月日	平成20年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	90,000株を1年間の上限とする。 当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

2 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、新株予約権は相続人に承継される。

3 その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

② 平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	57,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

③ 平成21年12月25日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	140,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

④ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	80,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑤ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	140,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑥ 平成22年12月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年12月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	20,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑦ 平成23年6月22日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	87,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑧ 平成23年8月5日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年8月5日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員並びに当社子会社取締役及び従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	180,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑨ 平成24年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	67,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑩ 平成24年7月30日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	110,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	4,575	8,046,764
当期間における取得自己株式	174	320,399

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	115	148,030	25	49,100
保有自己株式数	306,762	—	306,911	—

(注) 当期間における単元未満株式の売渡請求による売渡及び保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。まず、既存事業の拡大、新規事業の開発、事業構造の改革等、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、配当を通じた株主への還元を重視し、業績連動と安定還元の最適なバランスを旨とした利益還元に努めてまいります。配当額につきましては、安定配当に留意しつつ、連結配当性向30%を目安としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、当期の配当につきましては、年間配当額30円（中間10円、期末20円）となりました。

これらの剰余金の当期における配当の決定機関は、期末配当については株主総会又は取締役会、中間配当については取締役会であります。

当社は、会社法第454条に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第459条に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年11月6日 取締役会決議	1,152	10
平成26年5月16日 取締役会決議	2,305	20

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	2,600	2,047	1,878	1,737	3,050
最低(円)	1,702	1,070	1,233	975	943

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	1,676	1,835	1,946	3,050	2,944	2,494
最低(円)	1,496	1,546	1,719	1,657	2,149	1,895

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		松 田 洋 祐	昭和38年4月27日生	平成13年10月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社、同社執行役員 平成15年4月 当社執行役員経理財務部長 平成16年6月 当社取締役経理財務担当 平成18年2月 株式会社タイトー（現・株式会社スクウェア・エニックス）取締役 平成18年11月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取締役 平成20年12月 SQEX LTD.（現・SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.）取締役（現任） 平成22年4月 株式会社タイトー取締役 平成25年3月 当社代表取締役専務 平成25年4月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長（現任） 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成25年6月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役社長（現任） 平成25年7月 SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 副董事長（現任）	(注) 3	2
取締役		Philip Timo Rogers [フィリップ・ ティモ・ ロジャース]	昭和44年6月2日生	平成20年1月 EIDOS PLC 取締役最高経営責任者 平成20年12月 SQEX LTD.（現・SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.）取締役（現任） 平成21年11月 SQUARE ENIX LTD. 取締役最高経営責任者（現任） 平成25年5月 SQUARE ENIX INC. 取締役社長兼最高経営責任者（現任） 平成25年5月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS INC. 取締役（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役		本 多 圭 司	昭和32年12月29日生	平成6年4月 株式会社エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成10年6月 同社取締役商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成12年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成15年4月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長 平成17年1月 SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 董事長（現任） 平成18年10月 当社代表取締役副社長 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役副社長 平成21年10月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役（現任） 平成21年10月 SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 取締役（現任） 平成25年4月 株式会社スクウェア・エニックス取締役（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	56

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		千 田 幸 信	昭和25年9月29日生	昭和57年8月 平成元年4月1日合併時における 旧・株式会社エニックス取締役 昭和63年3月 エニックスプロダクツ株式会社取締 役 平成元年4月 株式会社エニックス（現・株式会 社スクウェア・エニックス・ホールデ ィングス）常務取締役商品企画部長 平成4年7月 同社専務取締役ソフトウェア企画部 担当兼出版企画部担当兼玩具企画部 担当兼出版営業部担当 平成5年4月 同社専務取締役商品企画本部長 平成12年10月 同社取締役副会長 平成14年10月 同社取締役 平成15年4月 当社取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取 締役 平成26年6月 株式会社スクウェア・エニックス取 締役（現任）	(注) 3	2,566
取締役		山 村 幸 広	昭和38年10月30日生	平成8年4月 トランスコスモス株式会社営業本 部副本部長 平成9年4月 同社取締役事業開発本部副本部長 平成9年10月 ダブルクリック株式会社代表取締 役社長 平成11年1月 エキサイト株式会社代表取締役社 長 平成20年8月 グラムメディア・ジャパン株式会 社代表取締役CEO 平成25年6月 当社取締役（現任） 平成25年10月 グリーンパーク株式会社（現・ピ ットデザイン株式会社）代表取締 役CEO（現任）	(注) 3	—
取締役		西 浦 裕 二	昭和28年1月3日生	平成5年4月 ブーズ・アレン・アンド・ハミル トン株式会社（現・ブライズウォ ーターハウスクーパーズ・ストラ テジー株式会社）取締役副社長兼 パートナー 平成12年2月 同社代表取締役社長兼パートナー 平成14年10月 株式会社ローランド・ベルガー・ アンド・パートナー・ジャパン （現・株式会社ローランド・ベル ガー）代表取締役CEO兼マネー ジングパートナー 平成18年1月 アリックスパートナーズ・アジ ア・エルエルシー日本代表兼マネ ージングディレクター 平成23年1月 アリックスパートナーズ・エル エルビー副会長兼マネー ジングディ レクター 平成24年12月 アクサジャパンホールディング株 式会社取締役（現任） アクサ生命保険株式会社取締役会 長（現任） 平成25年3月 アクサ損害保険株式会社取締役会 長（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役		小林 諒 一	昭和21年10月25日生	昭和46年4月 株式会社野村電子計算センター (現・株式会社野村総合研究所) 入社 昭和61年10月 野村コンピュータシステムズ・アメリカ社長 平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締役 平成8年7月 NRIデータサービス株式会社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 株式会社野村総合研究所監査役 平成19年6月 当社常勤監査役 (現任) 平成20年6月 株式会社マツモトキョシホールディングス取締役 (現任) 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役		松田 隆 次	昭和30年4月30日生	昭和61年4月 弁護士及び公認会計士登録 河合・竹内・西村・井上法律事務所 入所 昭和63年1月 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所 平成4年7月 松田法律事務所開設 (現在に至る) 平成19年6月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役		富山 正 次	昭和19年6月17日生	昭和43年4月 公認会計士尾澤修治共同事務所入 所 昭和44年7月 監査法人朝日会計社入社 昭和46年3月 公認会計士登録 平成4年8月 監査法人朝日新和会計社代表社員 平成13年5月 朝日監査法人専務理事 平成16年1月 あずさ監査法人副理事長 平成22年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研 究科教授 平成22年12月 日本振興銀行株式会社取締役 (裁 判所の代替許可決定により就任) 平成25年6月 当社監査役 (現任)	(注) 5	—
計						2,625

- (注) 1 取締役山村幸広及び西浦裕二は、社外取締役であります。
- 2 監査役小林諒一、松田隆次及び富山正次は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役小林諒一及び松田隆次の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役富山正次の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	生 年 月 日	略歴	所有株式数 (百株)
西 嶋 剛	昭和29年5月31日生	昭和54年4月 株式会社日本興業銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行 平成3年4月 IBJシュローダー銀行 信託部 上級副社長 平成12年2月 株式会社日本興業銀行 (現・株式会社みずほ銀行) ニューヨーク支店米州事務部副部長 平成15年6月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 業務部長兼経理部長 平成17年12月 株式会社スクウェア・エニックス (現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 監査室長 (現任)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業統治形態として、監査役制度を採用しております。監査役の半数以上を社外監査役で構成することにより監視機能を強め、経営の健全性の維持を図ることとしております。さらに、決裁権限規程に定める客観的基準のもとに、会社経営方針を決定する取締役会と業務執行に係る個別の意思決定を行う会議体とを明確に区分しております。これにより、経営判断及び業務執行の適正化・効率化に努めております。

当社は、取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役3名、常勤監査役1名）が在任しております。取締役の任期は、委員会等設置会社と同様、1年としております。

「取締役会」は、原則として月1回開催し、社外取締役を含めた各取締役による検討・意見交換などにより相互牽制機能を十分に高めつつ、活性化が図られております。また、役員報酬制度の基本方針に関する事項につき、取締役会の諮問機関として答申を行うため、「報酬委員会」を任意に設置し、経営の客観性と透明性の確保が図られております。

「監査役会」は、原則として月1回開催し、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況に対する監査が行われております。

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、これを維持・推進することで、監査・監督機能の徹底を図り、業務執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、取締役の職務執行の効率化を推進しております。

さらに、コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。また、効率的業務遂行の基盤である情報システムの管理・運営に関しては、情報システム運営委員会を設置し、情報システム全般を統制しております。

なお、リスク管理体制の徹底を図るため、内部部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なリスク管理の取り組みを横断的に統括しております。

② 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査については、監査室（社長直轄組織として設置。現状1名）があり、監査役会及び監査法人と相互に情報を共有しながら、重要性とリスクを考慮し、グループ会社を含んだ社内管理体制を定期的にチェック、検討・評価（内部評価）を行い、社長に対し報告及び提言を行っております。

監査役監査については、監査役3名（うち、社外監査役3名）が確認しております。

小林諒一氏は、複数の会社における役員の経験によって培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

松田隆次氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

富山正次氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

会計監査については、⑥に記載のとおりであります。

監査役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、報告及び意見交換を行うほか、適宜、意見交換の場を設定し、その内容を監査業務に反映しています。

なお、これらの監査については、取締役会及び内部統制委員会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。

- ③ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要並びに当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携
- イ 当社との人的関係、資本關係又は取引關係その他の利害關係
 当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であり、当社と社外取締役及び社外監査役との間に特別の利害關係はありません。
- ロ 当社の企業統治において果たす機能及び役割
 山村幸広氏は、経営者としての豊富な幅広い見識を有していることから、当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。取締役会においても、適宜必要な発言を行っております。
 西浦裕二氏は、経営者としての豊富な幅広い見識を有していることから、当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。
 小林諒一氏、松田隆次氏及び富山正次氏に関する企業統治において果たす機能及び役割につきましては、②に記載のとおりであります。
- ハ 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容
 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、財務、会計、内部統制等に関する専門的知見に基づき当社の企業統治において客観的かつ独立的な立場から適切な職務遂行を期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任することとしております。
 なお、当社は、山村幸広氏、西浦裕二氏、小林諒一氏、松田隆次氏及び富山正次氏を東京証券取引所の上場規則で定める独立役員として同取引所に届け出ております。
- ニ 社外取締役又は社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
 社外取締役及び社外監査役と、監査室、監査役及び監査法人との相互連携については、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

④ 役員報酬等

- イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
 (取締役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			金銭報酬	非金銭報酬
取締役 (社外取締役を除く。)	5名	142	142	—
社外取締役	2名	10	10	—
合計	7名	152	152	—

(注) 当社は、平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、上記報酬等の額のほか、当事業年度中に退任した取締役2名に対して48百万円 (うち社外取締役1名に対して1百万円) の役員退職慰労金を支給しております。

(監査役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			金銭報酬	非金銭報酬
監査役 (社外監査役を除く。)	1名	1	1	—
社外監査役	4名	29	29	—
合計	5名	31	31	—

(注) 当社は、平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、上記報酬等の額のほか、当事業年度中に退任した社外監査役1名に対して1百万円の役員退職慰労金を支給しております。

ロ 役員報酬等の決定方針

取締役の報酬は、基本報酬となる金銭報酬とストックオプション等の非金銭報酬からなります。報酬等の決定については、業績及び貢献を勘案し、毎年見直しをしております。見直しの客観性と透明性を確保する為に、諮問機関である報酬委員会の答申を受けた上で、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で代表取締役社長がその額及び配分を決定しております。うち、ストックオプションは、同様に報酬委員会の答申を受けた上で、取締役会で決定しております。

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性に鑑み、金銭報酬のみとなります。報酬額は毎年見直ししており、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で監査役の協議によりその額及び配分を決定しております。

⑤ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である㈱スクウェア・エニックス・ホールディングスについては以下のとおりです。

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	30	30	1	—	(注) 1 (—)
上記以外の株式	371	636	4	—	328 (—)

(注) 1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

2 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

ニ 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

ホ 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

⑥ 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に新日本有限責任監査法人を起用しており、独立の第三者として会計監査を受け、またその職務が円滑に遂行されるように努めております。

当期において業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：長坂隆、横内龍也、金野広義
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 15名、会計士補等 9名

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役とも10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票に寄らない旨定款に定めております。

⑩ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の選択肢を広げることを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	47	1	47	1
連結子会社	70	—	70	—
計	117	1	117	1

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 及びSQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を83百万円、非監査業務に基づく報酬を7百万円支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 及びSQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を103百万円、非監査業務に基づく報酬を6百万円支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、英文財務諸表作成に関する指導助言業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、英文財務諸表作成に関する指導助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応するため、財務会計基準機構に加入するとともに、必要に応じて企業会計基準委員会が開催する研修へ参加することとしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	100,418	115,367
受取手形及び売掛金	30,226	22,110
商品及び製品	2,376	2,013
仕掛品	47	700
原材料及び貯蔵品	357	433
コンテンツ制作勘定	15,805	20,556
繰延税金資産	5,438	4,819
未収還付法人税等	2,223	288
その他	2,279	7,465
貸倒引当金	△136	△151
流動資産合計	159,035	173,604
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,875	18,016
減価償却累計額	△11,619	△12,296
建物及び構築物（純額）	6,256	5,719
工具、器具及び備品	12,558	13,062
減価償却累計額	△8,885	△9,240
工具、器具及び備品（純額）	3,672	3,822
アミューズメント機器	20,014	20,222
減価償却累計額	△17,804	△17,830
アミューズメント機器（純額）	2,209	2,392
その他	169	129
減価償却累計額	△109	△87
その他（純額）	59	41
土地	7,964	7,939
建設仮勘定	5	1
有形固定資産合計	20,169	19,917
無形固定資産		
その他	10,940	10,835
無形固定資産合計	10,940	10,835
投資その他の資産		
投資有価証券	493	701
差入保証金	10,121	9,746
繰延税金資産	1,229	1,125
その他	※1 1,150	※1 1,495
貸倒引当金	△631	△809
投資その他の資産合計	12,363	12,259
固定資産合計	43,473	43,012
資産合計	202,509	216,617

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,653	11,563
短期借入金	5,726	6,852
1年内償還予定の社債	-	35,000
未払法人税等	1,499	2,980
賞与引当金	966	1,771
返品調整引当金	4,319	4,609
店舗閉鎖損失引当金	256	251
繰延税金負債	-	3
資産除去債務	3	3
その他	15,989	17,472
流動負債合計	37,414	80,508
固定負債		
社債	35,000	-
退職給付引当金	4,714	-
役員退職慰労引当金	244	178
店舗閉鎖損失引当金	468	383
退職給付に係る負債	-	4,425
繰延税金負債	1,655	1,978
資産除去債務	800	807
その他	574	658
固定負債合計	43,457	8,432
負債合計	80,872	88,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,204	15,368
資本剰余金	44,444	44,607
利益剰余金	68,153	71,298
自己株式	△862	△870
株主資本合計	126,940	130,404
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	57	253
為替換算調整勘定	△6,911	△4,780
退職給付に係る調整累計額	-	432
その他の包括利益累計額合計	△6,853	△4,094
新株予約権	652	348
少数株主持分	897	1,018
純資産合計	121,636	127,676
負債純資産合計	202,509	216,617

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	147,981	155,023
売上原価	※1 98,788	※1 94,481
売上総利益	49,192	60,542
返品調整引当金戻入額	1,551	4,672
返品調整引当金繰入額	3,927	4,458
差引売上総利益	46,817	60,756
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	1,867	1,848
広告宣伝費	12,309	7,913
販売促進費	100	59
貸倒引当金繰入額	—	36
役員報酬	607	572
給料及び手当	14,105	14,148
賞与引当金繰入額	1,483	2,193
退職給付費用	1,484	1,088
役員退職慰労引当金繰入額	12	17
福利厚生費	1,710	1,846
賃借料	1,554	1,652
支払手数料	7,588	9,596
減価償却費	2,091	2,512
その他	※2 7,984	※2 6,726
販売費及び一般管理費合計	52,899	50,213
営業利益又は営業損失(△)	△6,081	10,543
営業外収益		
受取利息	100	116
受取配当金	9	6
受取賃貸料	14	18
為替差益	1,620	1,798
雑収入	114	210
営業外収益合計	1,858	2,150
営業外費用		
支払利息	98	93
支払手数料	53	52
雑損失	3	13
営業外費用合計	155	159
経常利益又は経常損失(△)	△4,378	12,534

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 2	※3 2
投資有価証券売却益	8	24
関係会社清算益	76	-
新株予約権戻入益	445	35
受取補償金	-	351
その他	120	-
特別利益合計	653	413
特別損失		
固定資産売却損	※4 58	※4 7
固定資産除却損	※5 213	※5 130
減損損失	※6 939	※6 158
店舗閉鎖損失引当金繰入額	60	153
コンテンツ等廃棄損	※7 3,696	-
コンテンツ評価損	※8 4,834	※8 1,725
その他	1,407	607
特別損失合計	11,210	2,783
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益又は純損失(△)	△14,934	10,164
匿名組合損益分配額	13	26
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△14,948	10,137
法人税、住民税及び事業税	957	2,807
法人税等調整額	△2,208	715
法人税等合計	△1,250	3,522
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△13,697	6,615
少数株主利益	17	16
当期純利益又は当期純損失(△)	△13,714	6,598

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△13,697	6,615
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△66	195
為替換算調整勘定	1,882	2,234
その他の包括利益合計	※1 1,815	※1 2,430
包括利益	△11,881	9,045
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△11,995	8,924
少数株主に係る包括利益	113	121

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,204	44,444	85,320	△861	144,108
当期変動額					
剰余金の配当			△3,452		△3,452
当期純損失(△)			△13,714		△13,714
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	△17,166	△0	△17,168
当期末残高	15,204	44,444	68,153	△862	126,940

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	124	△8,696	－	△8,572	977	783	137,297
当期変動額							
剰余金の配当							△3,452
当期純損失(△)							△13,714
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△66	1,785	－	1,719	△325	113	1,507
当期変動額合計	△66	1,785	－	1,719	△325	113	△15,660
当期末残高	57	△6,911	－	△6,853	652	897	121,636

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,204	44,444	68,153	△862	126,940
当期変動額					
新株の発行	163	163			327
剰余金の配当			△3,453		△3,453
当期純利益			6,598		6,598
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	163	163	3,144	△7	3,464
当期末残高	15,368	44,607	71,298	△870	130,404

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	57	△6,911	-	△6,853	652	897	121,636
当期変動額							
新株の発行							327
剰余金の配当							△3,453
当期純利益							6,598
自己株式の取得							△8
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	195	2,130	432	2,758	△303	121	2,575
当期変動額合計	195	2,130	432	2,758	△303	121	6,039
当期末残高	253	△4,780	432	△4,094	348	1,018	127,676

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△14,948	10,137
減価償却費	7,301	6,614
減損損失	939	158
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△38	182
賞与引当金の増減額(△は減少)	△245	760
返品調整引当金の増減額(△は減少)	2,375	△214
退職給付引当金の増減額(△は減少)	905	-
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	10	△66
店舗閉鎖損失引当金の増減額(△は減少)	△84	△66
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	-	160
受取利息及び受取配当金	△110	△123
支払利息	98	93
為替差損益(△は益)	△780	△1,263
投資有価証券売却損益(△は益)	△8	△24
固定資産除却損	213	126
固定資産売却損	58	7
売上債権の増減額(△は増加)	△9,903	10,779
たな卸資産の増減額(△は増加)	10,933	△2,601
仕入債務の増減額(△は減少)	△927	317
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△599	△4,484
その他の固定資産の増減額(△は増加)	36	93
その他の流動負債の増減額(△は減少)	2,213	969
その他	1,151	106
小計	△1,409	21,663
利息及び配当金の受取額	691	154
利息の支払額	△109	△102
特別退職金の支払額	-	△1,066
補償金の受取額	-	351
法人税等の支払額	△3,617	△1,502
法人税等の還付額	4,555	2,200
営業活動によるキャッシュ・フロー	110	21,698

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,366	△2,971
定期預金の払戻による収入	2,353	2,922
投資有価証券の売却による収入	10	53
有形固定資産の取得による支出	△10,626	△4,823
有形固定資産の売却による収入	157	29
無形固定資産の取得による支出	△1,392	△566
子会社株式の取得による支出	△73	△223
関係会社の清算による収入	113	-
差入保証金の差入による支出	△152	△354
差入保証金の回収による収入	2,928	643
その他	△139	△671
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,189	△5,962
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	47
自己株式の取得による支出	△1	△8
配当金の支払額	△3,444	△3,446
その他	△35	△31
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,481	△3,438
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,267	2,386
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△11,293	14,684
現金及び現金同等物の期首残高	110,116	98,822
現金及び現金同等物の期末残高	※1 98,822	※1 113,507

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

32社及び1任意組合、合わせて33

主要な連結子会社の名称

SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.

SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.

株式会社スクウェア・エニックス

株式会社タイトー

株式会社スマイルラボ

SQUARE ENIX, INC.

SQUARE ENIX LTD.

SQUARE ENIX (China) CO., LTD.

CRYSTAL DYNAMICS, INC.

EIDOS INTERACTIVE CORP.

IO INTERACTIVE A/S

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社ヒッポスラボ

株式会社スクウェア・エニックスモバイルスタジオ

株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社ヒッポスラボ、株式会社スクウェア・エニックスモバイルスタジオ及び株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート他）及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SQUARE ENIX (China) CO., LTD.、北京易通幻龍網絡科技有限公司、SQUARE PICTURES, INC. 及び F F ・ フィルム ・ パートナーズ（任意組合）の決算日は12月末日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、12月末日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD. の決算日は12月末日ですが、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産

商品及び製品

主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）及び移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

但し、アミューズメント機器は、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

コンテンツ制作勘定

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び海外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～65年

工具器具備品 2～20年

アミューズメント機器 3～5年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

当社及び一部連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(ハ) 返品調整引当金

一部連結子会社は、出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフトの返品等による損失に備えるため、タイトル毎に将来の返品等の可能性を勘案して、損失の見込額を計上しております。

(ニ) 店舗閉鎖損失引当金

一部連結子会社は、閉鎖を決定した店舗等の、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

当社及び一部連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、当社及び一部連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。また、一部の連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年又は5年）による按分額を費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が4,425百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が432百万円増加しております。

なお、1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微となる見込みであります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10以下であり重要性が低くなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「投資有価証券評価損」に表示していた0百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券評価損益(△は益)」は、金額的重要性が低くなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券評価損益(△は益)」に表示していた0百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
その他(投資その他の資産)	134百万円	92百万円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	7,141百万円	5,265百万円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	1,808百万円	2,155百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
工具器具備品	2	1
その他	—	0
計	2	2

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	—百万円
工具器具備品	53	0
土地	—	7
その他	—	0
計	58	7

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	24百万円	3百万円
工具器具備品	56	13
アミューズメント機器	132	109
建設仮勘定	—	2
ソフトウェア	0	2
その他	0	0
計	213	130

※6 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区	遊休資産	その他(無形固定資産)	8
東京都新宿区他	処分予定資産	アミューズメント機器	840
神奈川県海老名市	処分予定資産	その他(有形固定資産)	9
神奈川県海老名市他	アミューズメント機器製造 販売	その他(有形固定資産)	3
		賃貸借取引の所有権移転外 ファイナンスリース	4
東京都渋谷区他	ダーツ機器販売・店舗運営	建物	13
		アミューズメント機器	0
		その他(有形固定資産)	1
		賃貸借取引の所有権移転外 ファイナンスリース	1
米国	処分予定資産	その他(有形固定資産)	8
		ソフトウェア	6
		その他(無形固定資産)	42
合計			939

アミューズメント事業では、直営店、レンタル店、フランチャイズ店、アミューズメント機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものであるため、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては主として正味売却価額により測定しており、合理的に算定された市場価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区	遊休資産	その他(無形固定資産)	2
東京都新宿区他	遊休資産	アミューズメント機器	128
	処分予定資産	アミューズメント機器	7
	プライズ等製造販売	賃貸借取引の所有権移転外 ファイナンスリース	1
神奈川県海老名市他	遊休資産	その他(有形固定資産)	4
	プライズ等製造販売	アミューズメント機器	0
		その他(有形固定資産)	11
東京都渋谷区他	ダーツ機器販売・店舗運営	賃貸借取引の所有権移転外 ファイナンスリース	0
		その他(投資その他の資 産)	1
合計			158

アミューズメント事業では、直営店、レンタル店、フランチャイズ店、アミューズメント機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものであるため、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては主として正味売却価額により測定しており、合理的に算定された市場価格等に基づき算定しております。

※7 コンテンツ等廃棄損

前連結会計年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

当連結会計年度
(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

ゲーム事業の環境変化を踏まえた開発方針の変更に伴い、開発を中止したデジタルエンタテインメント事業のコンテンツに関するものであります。

※8 コンテンツ評価損

前連結会計年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

当連結会計年度
(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

ゲーム事業の環境変化を踏まえた開発方針の変更に伴い、市場性をより厳密に見直したことにより発生したデジタルエンタテインメント事業のコンテンツに関するものであります。

同左

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△104百万円	263百万円
組替調整額	0	△23
税効果調整前	△103	239
税効果額	37	△44
その他有価証券評価差額金	△66	195
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,882	2,234
組替調整額	—	—
税効果調整前	1,882	2,234
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	1,882	2,234
その他の包括利益合計	1,815	2,430

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	115,370	—	—	115,370
合計	115,370	—	—	115,370
自己株式				
普通株式(注)1、2	301	1	0	302
合計	301	1	0	302

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	14,000,000	—	—	14,000,000	—
	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	652
	合計	—	—	—	—	—	652

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月18日 取締役会	普通株式	2,301	20	平成24年3月31日	平成24年6月5日
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	1,150	10	平成24年9月30日	平成24年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月17日 取締役会	普通株式	2,301	利益剰余金	20	平成25年3月31日	平成25年6月4日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	115,370	205	—	115,575
合計	115,370	205	—	115,575
自己株式				
普通株式（注）2、3	302	4	0	306
合計	302	4	0	306

（注）1 普通株式の発行済株式の株式数の増加205千株は、新株予約権（ストックオプション）の権利行使による新株の発行によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	14,000,000	—	—	14,000,000	—
	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	348
	合計	—	—	—	—	—	348

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年5月17日 取締役会	普通株式	2,301	20	平成25年3月31日	平成25年6月4日
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	1,152	10	平成25年9月30日	平成25年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月16日 取締役会	普通株式	2,305	利益剰余金	20	平成26年3月31日	平成26年6月4日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	100,418百万円	115,367百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,595	△1,860
現金及び現金同等物	98,822	113,507

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

アミューズメント事業における店舗設備(建物及び構築物、工具、器具及び備品並びにアミューズメント機器)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等市場リスクの低い商品に限定し、資金調達については社債の発行及び金融機関からの借入によっております。為替予約取引は外貨建取引金額の範囲内で行っており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、各グループ会社の販売管理規程に従い取引ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。当社グループは、基本的にはデリバティブ取引は利用しておりませんが、将来の為替相場の変動リスクを回避することを目的に、為替予約取引を行うことがあります。為替予約取引は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。為替予約取引にあたっては、代表取締役及び担当取締役の決裁を受け、経理部門にてリスクの一元管理を行っております。

未収還付法人税等は、短期間で回収となる税金の還付であります。

投資有価証券は、主に上場株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行い取締役会に報告しております。

差入保証金は、主に本社及び事業所の社屋並びにアミューズメント店舗の賃借に伴う差入保証金であります。これは、差入先の信用リスクに晒されておりますが、本社及び事業所の社屋の差入保証金に関しては総務部門、アミューズメント店舗に関しては営業部門がそれぞれ差入先とのコンタクトを通じて信用度を確かめるとともに、決算時に経理部門がこれら部門に状況を確認しております。

支払手形及び買掛金は、1年以内に支払期日が到来する営業債務であります。短期借入金は、短期的な事業資金に充当するものであります。支払手形、買掛金、未払法人税等並びに短期借入金といった短期債務に関する決済時の流動性リスクは、毎月資金繰計画を見直す等の方法によりリスクを回避しております。外貨建ての営業債務は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債権と同様の方法によりリスクの低減を図っております。短期借入金は支払金利の変動のリスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより金利変動に機動的に対応できるようにしております。

1年内償還予定の社債は、2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債であります。これはゼロクーポン債であるため、支払金利の変動リスクには晒されていません。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません。（注2 参照）

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	100,418	100,418	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	30,226 △135		
受取手形及び売掛金（純額）	30,090	30,090	—
(3) 未収還付法人税等	2,223	2,223	—
(4) 投資有価証券	444	444	—
(5) 差入保証金 貸倒引当金	10,121 △500		
差入保証金（純額）	9,621	9,383	△237
資産計	142,799	142,561	△237
(1) 支払手形及び買掛金	8,653	8,653	—
(2) 短期借入金	5,726	5,726	—
(3) 未払法人税等	1,499	1,499	—
(4) 社債	35,000	34,387	△612
負債計	50,879	50,266	△612
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	115,367	115,367	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	22,110 △151		
受取手形及び売掛金（純額）	21,959	21,959	—
(3) 未収還付法人税等	288	288	—
(4) 投資有価証券	655	655	—
(5) 差入保証金 貸倒引当金	9,746 △500		
差入保証金（純額）	9,246	9,055	△191
資産計	147,517	147,325	△191
(1) 支払手形及び買掛金	11,563	11,563	—
(2) 短期借入金	6,852	6,852	—
(3) 1年内償還予定の社債	35,000	37,692	2,692
(4) 未払法人税等	2,980	2,980	—
負債計	56,396	59,088	2,692
デリバティブ取引（*1）	2	2	—

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、並びに（3）未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、時価は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。(5) 差入保証金

差入保証金の時価は、差入額を返還までの期間及び差入先の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内償還予定の社債

当社の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	48	45

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	98,827	—	—	—
受取手形及び売掛金	30,226	—	—	—
未収還付法人税等	2,223	—	—	—
差入保証金	4,114	3,246	2,759	—
合計	135,392	3,246	2,759	—

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	113,737	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,110	—	—	—
未収還付法人税等	288	—	—	—
差入保証金	4,764	2,709	2,235	37
合計	140,901	2,709	2,235	37

4 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,726	—	—	—	—	—
社債	—	35,000	—	—	—	—
合計	5,726	35,000	—	—	—	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,852	—	—	—	—	—
社債	35,000	—	—	—	—	—
合計	41,852	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

- 1 売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
- 3 その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	334	228	105
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	334	228	105
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	110	126	△15
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	110	126	△15
合計		444	355	89

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	604	250	354
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	604	250	354
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	51	75	△24
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	51	75	△24
合計		655	326	329

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	10	8	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	10	8	—

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	53	24	0
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	53	24	0

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券（株式）について0百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券（株式）について2百万円の減損処理を行っております。

なお、株式の減損にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 米ドル	103	—	2	2
合計		103	—	2	2

(注) 時価の算定方法

先物為替相場によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び一部国内連結子会社は退職給付債務算定にあたりましては勤務期間を基準とする方法(期間定額基準)を採用しております。また、一部海外子会社は確定拠出型の退職年金制度に加入しております。

2 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(百万円)	△12,674
(2) 年金資産(百万円)	7,282
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	△5,392
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	678
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	—
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(百万円)	△4,714
(7) 前払年金費用(百万円)	—
(8) 退職給付引当金(6)-(7)(百万円)	△4,714

3 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(百万円)	724
(2) 利息費用(百万円)	125
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	△60
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	971
(5) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	△43
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)(百万円)	1,717

(注) 上記退職給付費用以外に、割増退職金が前連結会計年度に11百万円及び当連結会計年度に901百万円発生しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

0.636~0.990%

(3) 期待運用収益率

0.973%

(4) 過去勤務債務の処理年数

1年~5年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理しております。)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

1年~5年(発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。また一部連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれの発生年度の翌年から費用処理することとしております。)

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び一部国内連結子会社は退職給付債務算定にあたりましては勤務期間を基準とする方法（期間定額基準）を採用しております。また、一部海外子会社は確定拠出型の退職年金制度に加入しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	12,674百万円
勤務費用	514
利息費用	87
数理計算上の差異の発生額	△127
退職給付の支払額	△847
その他	△3
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>12,298</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7,282百万円
期待運用収益	44
数理計算上の差異の発生額	411
事業主からの拠出額	864
退職給付の支払額	△730
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>7,872</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	10,054百万円
年金資産	△7,872
	<u>2,181</u>
非積立型制度の退職給付債務	2,244
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,425</u>
退職給付に係る負債	4,425
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,425</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	514百万円
利息費用	87
期待運用収益	△44
数理計算上の差異の費用処理額	588
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>1,145</u>

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△449百万円
<u>合 計</u>	<u>△449</u>

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	45%
株式	22
一般勘定	9
現金及び預金	7
その他	17
合 計	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が4%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率 0.597～0.978%

長期期待運用収益率 2.000%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、302百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上原価の株式報酬費用	2	0
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	118	10

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
新株予約権戻入益	445	35

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年 ストックオプション	平成21年 ストックオプション	平成21年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社従業員 7名	当社取締役 5名	当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 19,800株	普通株式 57,000株	普通株式 140,000株	普通株式 77,000株	普通株式 140,000株
付与日	平成20年8月21日	平成21年10月21日	平成22年1月15日	平成22年8月23日	平成22年8月23日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日	自 平成23年12月26日 至 平成26年12月25日	自 平成22年8月24日 至 平成42年8月23日	自 平成24年7月30日 至 平成27年7月29日

	平成22年 ストックオプション	平成23年 ストックオプション	平成23年 ストックオプション	平成24年 ストックオプション	平成24年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 5名	当社従業員、当社子会社の取締役及び従業員 12名	当社取締役 5名	当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 20,000株	普通株式 87,000株	普通株式 180,000株	普通株式 67,000株	普通株式 110,000株
付与日	平成23年1月14日	平成23年7月21日	平成23年8月31日	平成24年7月26日	平成24年8月29日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年12月25日 至 平成27年12月24日	自 平成23年7月22日 至 平成43年7月21日	自 平成25年8月6日 至 平成28年8月5日	自 平成24年7月27日 至 平成44年7月26日	自 平成26年7月31日 至 平成29年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	19,800	57,000	130,000	77,000	140,000
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	9,300	30,000	—	45,000	6,300
失効	—	—	30,000	—	30,000
未行使残	10,500	27,000	100,000	32,000	103,700

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	180,000	—	110,000
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	20,000	—	30,000
権利確定	—	—	160,000	—	—
未確定残	—	—	—	—	80,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	20,000	87,000	—	67,000	—
権利確定	—	—	160,000	—	—
権利行使	—	55,000	19,500	40,000	—
失効	10,000	—	23,500	—	—
未行使残	10,000	32,000	117,000	27,000	—

② 単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	2,293	1	1,895
行使時平均株価 (円)	1,289	1,289	—	1,289	2,432
付与日における公正な評価単価 (円)	3,171	2,107	385	1,464	364

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,779	1	1,835	1	1,515
行使時平均株価 (円)	—	1,289	2,365	1,289	—
付与日における公正な評価単価 (円)	250	1,312	435	948	214

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
① 流動資産		
未払事業税否認	121百万円	207百万円
未払事業所税否認	44	39
賞与引当金否認	344	552
未払費用否認	547	632
返品調整引当金否認	780	1,106
貸倒引当金繰入超過	94	49
税額控除額	85	9
コンテンツ評価損否認	4,802	3,673
たな卸資産評価損否認	711	613
短期店舗閉鎖損失引当金否認	97	89
繰越欠損金	-	1
その他	268	226
評価性引当金	△1,993	△2,260
繰延税金負債（流動）との相殺	△466	△121
計	5,438	4,819
② 固定資産		
退職給付引当金超過額否認	1,729	-
退職給付に係る負債	-	1,716
役員退職引当金否認	84	62
株式報酬費用	232	121
減価償却費超過額否認	438	299
資産除去債務	284	287
減損損失	290	324
投資有価証券評価損否認	303	369
貸倒引当金繰入超過	25	94
一括償却資産損金限度超過額	182	117
海外子会社における繰越欠損金等	883	1,044
店舗閉鎖損失引当金	168	135
税額控除額	145	29
繰越欠損金	200	58
その他	325	110
評価性引当金	△2,897	△2,304
繰延税金負債（固定）との相殺	△1,169	△1,343
計	1,229	1,125
繰延税金資産合計	6,668	5,945
繰延税金負債		
① 流動負債		
未払費用等原価算入分認容	179	115
その他	286	8
繰延税金資産（流動）との相殺	△466	△121
計	-	3
② 固定負債		
固定資産	1,006	1,483
企業結合に係る無形固定資産の税効果	1,779	1,721
その他	39	117
繰延税金資産（固定）との相殺	△1,169	△1,343
計	1,655	1,978
繰延税金負債合計	1,655	1,981
繰延税金資産の純額	5,012	3,963

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—%	38.01%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.77
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.03
評価性引当金	—	△5.25
住民税均等割	—	1.01
試験研究費税額控除	—	△3.08
税率変更による期末繰延税金資産・負債の減額修正	—	4.88
提出会社との税率差異	—	△0.35
その他	—	△1.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	34.75

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は189百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等及びアミューズメント施設の店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありませ

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社オフィス等については、使用見込期間を主に10年～15年と見積り、割引率を主に0.801%～2.240%を使用して資産除去債務の計算をしております。

アミューズメント施設の店舗については、使用見込期間を過去の閉鎖店舗の平均営業期間(10年)と見積り、割引率は0.645%～1.355%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
期首残高	152百万円	803百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	647	3
時の経過による調整額	5	6
資産除去債務の履行による減少額	△1	△3
期末残高	803	810

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

開示すべき重要な事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

開示すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、急速に変化しつつある事業環境のもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ/サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供形態に応じて、①家庭用ゲーム機(携帯ゲーム機を含む。)、PC、携帯電話(スマートフォンを含む。)等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、②アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、③コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、④二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	89,482	44,276	11,086	3,137	147,981	—	147,981
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	—	0	127	127	△127	—
計	89,482	44,276	11,086	3,264	148,109	△127	147,981
セグメント利益又は損失(△)	44	△353	2,484	667	2,842	△8,924	△6,081
セグメント資産	57,927	19,192	5,337	3,065	85,522	116,986	202,509
その他の項目							
減価償却費	2,235	4,384	88	23	6,730	570	7,301
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,339	4,934	199	84	8,558	3,950	12,508

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額△8,924百万円には、報告セグメントに帰属しない一般管理費△8,965百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額116,986百万円のうち全社資産の金額は117,043百万円であります。その主なものは、余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額570百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,950百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

II 当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、急速に変化しつつある事業環境のもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ/サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供形態に応じて、①家庭用ゲーム機（携帯ゲーム機を含む。）、PC、スマートフォン等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、②アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、③コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、④二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	94,564	46,952	10,030	3,475	155,023	-	155,023
セグメント間の内部売上高又は振替高	6	-	197	310	514	△514	-
計	94,571	46,952	10,228	3,786	155,538	△514	155,023
セグメント利益又は損失(△)	10,709	4,517	2,293	1,115	18,635	△8,091	10,543
セグメント資産	60,708	17,243	4,739	3,772	86,463	130,153	216,617
その他の項目							
減価償却費	3,197	2,713	89	27	6,028	585	6,614
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,839	3,171	2	-	5,014	362	5,376

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額△8,091百万円には、報告セグメントに帰属しない一般管理費△8,124百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額130,153百万円のうち全社資産の金額は130,346百万円であります。その主なものは、余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額585百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額362百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
109,524	14,936	21,588	1,931	147,981

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
18,214	1,604	309	41	20,169

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
111,326	21,152	19,732	2,812	155,023

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	合計
17,664	1,892	318	42	19,917

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去 (注)	合計
減損損失	56	875	—	—	8	939

(注) 全社・消去の金額は、電話加入権の減損損失に係る金額であります。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去 (注)	合計
減損損失	—	155	—	—	2	158

(注) 全社・消去の金額は、電話加入権の減損損失に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	1,043.62	1,095.78
1株当たり当期純損益金額(△は損失) (円)	△119.19	57.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在株 式は存在するものの1株当たり当期 純損失であるため記載してありませ ん。	57.19

(注) 1株当たり当期純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純損益金額(△は損失)		
当期純損益(△は損失)(百万円)	△13,714	6,598
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損益(△は損失) (百万円)	△13,714	6,598
期中平均株式数(千株)	115,069	115,203
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	176
(うち新株予約権)	(—)	(176)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めなか った潜在株式の概要	平成21年12月25日開催取締役会決議 分2010年1月新株予約権、平成22年 1月18日開催取締役会決議分2015年 満期ユーロ円建転換社債型新株予約 権付社債、平成22年7月29日開催取 締役会決議分2010年8月新株予約 権、平成22年12月24日開催取締役会 決議分2011年1月新株予約権、平成 23年8月5日開催取締役会決議分 2011年8月新株予約権、平成24年7 月30日開催取締役会決議分2012年8 月新株予約権 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	平成21年12月25日開催取締役会決議 分2010年1月新株予約権、平成22年 1月18日開催取締役会決議分2015年 満期ユーロ円建転換社債型新株予約 権付社債、平成22年7月29日開催取 締役会決議分2010年8月新株予約 権、平成22年12月24日開催取締役会 決議分2011年1月新株予約権、平成 23年8月5日開催取締役会決議分 2011年8月新株予約権 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (注) 1、2	平成年月日 22. 2. 4 ロンドン時間	35,000	35,000 (35,000)	—	なし	平成年月日 27. 2. 4 ロンドン時間
合計	—	—	35,000	35,000 (35,000)	—	—	—

(注) 1 ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2 2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

発行価格	本社債の額面金額の100%
発行価額の総額	350億円
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,500
新株予約権の行使期間 (預託地時間)	自 平成22年2月19日 至 平成27年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

3 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
35,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,726	6,852	1.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	30	23	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	40	22	—	平成27年6月～ 平成30年7月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,796	6,898	—	—

- (注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 2 リース債務の平均利率については、リース債務に利息相当額を含めて計上しているため、記載を省略しております。
- 3 リース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は流動負債のその他に、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）は固定負債のその他に含めて計上しております。
- 4 リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	11	7	3	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	24,083	61,664	102,473	155,023
税金等調整前四半期(当期)純損益金額(△は損失)(百万円)	△187	4,297	8,521	10,137
四半期(当期)純損益金額(△は損失)(百万円)	△493	2,606	5,179	6,598
1株当たり四半期(当期)純損益金額(△は損失)(円)	△4.29	22.64	44.96	57.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損益金額(△は損失)(円)	△4.29	26.90	22.32	12.31

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,754	40,579
営業未収入金	※1 1,239	※1 1,123
繰延税金資産	41	43
その他	※1 143	※1 190
流動資産合計	48,178	41,936
固定資産		
有形固定資産		
建物	941	870
工具、器具及び備品	91	62
土地	3,216	3,216
有形固定資産合計	4,248	4,148
無形固定資産		
その他	—	0
無形固定資産合計	—	0
投資その他の資産		
投資有価証券	401	666
関係会社株式	77,820	80,728
関係会社長期貸付金	15,504	15,379
繰延税金資産	2,928	2,871
差入保証金	1,339	1,337
その他	※1 45	※1 15
貸倒引当金	△4,374	△5,379
投資その他の資産合計	93,665	95,619
固定資産合計	97,914	99,768
資産合計	146,092	141,705

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	—	35,000
未払金	※1 907	※1 155
未払法人税等	436	450
賞与引当金	7	21
その他	975	※1 1,029
流動負債合計	2,327	36,657
固定負債		
社債	35,000	—
長期預り金	※1 1,227	※1 1,227
退職給付引当金	112	116
役員退職慰労引当金	138	88
資産除去債務	46	46
固定負債合計	36,524	1,479
負債合計	38,852	38,136
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,204	15,368
資本剰余金		
資本準備金	44,439	44,602
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	44,444	44,607
利益剰余金		
利益準備金	885	885
その他利益剰余金		
別途積立金	29,522	29,522
繰越利益剰余金	17,353	13,453
利益剰余金合計	47,760	43,861
自己株式	△862	△870
株主資本合計	106,547	102,967
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	41	252
評価・換算差額等合計	41	252
新株予約権	652	348
純資産合計	107,240	103,568
負債純資産合計	146,092	141,705

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益	※1 1,728	※1 1,545
営業費用	※2 1,636	※2 1,475
営業利益	92	70
営業外収益		
受取利息	※1 157	※1 152
受取配当金	7	5
為替差益	780	121
受取賃貸料	※1 23	※1 159
貸倒引当金戻入額	—	80
雑収入	13	25
営業外収益合計	982	544
営業外費用		
支払手数料	53	52
雑損失	0	—
営業外費用合計	54	52
経常利益	1,020	562
特別利益		
投資有価証券売却益	8	—
新株予約権戻入益	445	33
その他	43	—
特別利益合計	498	33
特別損失		
関係会社株式評価損	8,965	266
投資有価証券評価損	0	—
貸倒引当金繰入額	4,294	240
特別損失合計	13,261	506
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△11,742	89
法人税、住民税及び事業税	417	534
法人税等調整額	121	1
法人税等合計	539	535
当期純損失(△)	△12,281	△445

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,204	44,439	5	44,444	885	29,522	33,086	63,494	△861	122,281
当期変動額										
剰余金の配当							△3,452	△3,452		△3,452
当期純損失（△）							△12,281	△12,281		△12,281
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			△0	△0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	－	△15,733	△15,733	△0	△15,734
当期末残高	15,204	44,439	4	44,444	885	29,522	17,353	47,760	△862	106,547

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	113	113	977	123,373
当期変動額				
剰余金の配当				△3,452
当期純損失（△）				△12,281
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△72	△72	△325	△397
当期変動額合計	△72	△72	△325	△16,132
当期末残高	41	41	652	107,240

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,204	44,439	4	44,444	885	29,522	17,353	47,760	△862	106,547
当期変動額										
新株の発行	163	163		163						327
剰余金の配当							△3,453	△3,453		△3,453
当期純損失（△）							△445	△445		△445
自己株式の取得									△8	△8
自己株式の処分			△0	△0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	163	163	△0	163	—	—	△3,899	△3,899	△7	△3,580
当期末残高	15,368	44,602	4	44,607	885	29,522	13,453	43,861	△870	102,967

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	41	41	652	107,240
当期変動額				
新株の発行				327
剰余金の配当				△3,453
当期純損失（△）				△445
自己株式の取得				△8
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	211	211	△303	△91
当期変動額合計	211	211	△303	△3,672
当期末残高	252	252	348	103,568

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	16～50年
建物附属設備	8～18年
工具器具備品	4～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	1,314百万円	1,300百万円
長期金銭債権	14	13
短期金銭債務	794	37
長期金銭債務	1,227	1,227

2 債務保証

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. のARVATO ENTERTAINMENT EUROPE GmbH(旧Sonopress GmbH)に対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成25年3月末現在発生している債務は208百万円(1百万英ポンド)であります。		当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. のARVATO ENTERTAINMENT EUROPE GmbHに対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成26年3月末現在発生している債務は115百万円(0百万英ポンド)であります。
当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. 等のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT EUROPE LTD. 他1社に対する一切の債務につき、根保証を行っております。なお、平成25年3月末現在発生している債務は85百万円(0百万ユーロ)であります。		当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. 等のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT EUROPE LTD. 他1社に対する一切の債務につき、根保証を行っております。なお、平成26年3月末現在発生している債務は407百万円(2百万ユーロ)であります。
当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. のSUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION EUROPE LIMITEDからの借入につき、40百万英ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成25年3月末現在発生している債務は5,726百万円(40百万英ポンド)であります。		当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. のSUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION EUROPE LIMITEDからの借入につき、40百万英ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成26年3月末現在発生している債務は6,852百万円(40百万英ポンド)であります。
当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との電子手形取引に係る一切の債務につき、7,500百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成25年3月末現在発生している債務は、1,323百万円であります。		当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との電子手形取引に係る一切の債務につき、7,500百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成26年3月末現在発生している債務は、2,847百万円であります。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,728百万円	1,545百万円
営業費用	78	88
営業取引以外の取引による取引高	170	300

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	279	184
給料及び手当	357	339
賞与引当金繰入額	17	38
退職給付費用	34	29
株式報酬費用	112	7
租税公課	75	68
賃借料	93	138
支払手数料	388	393
減価償却費	72	100

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 77,820百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 80,728百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
① 流動資産		
未払事業税否認	36百万円	33百万円
賞与引当金否認	2	7
その他	1	1
計	41	43
② 固定資産		
退職給付引当金超過額否認	39	37
役員退職慰労引当金否認	55	38
株式報酬費用	228	118
資産除去債務	16	16
減損損失	94	94
投資有価証券評価損否認	8,499	8,594
貸倒引当金繰入超過	1,547	1,917
新設分割による資産承継	2,902	2,902
その他	6	3
評価性引当金	△10,425	△10,763
繰延税金負債(固定)との相殺	△37	△87
計	2,928	2,871
繰延税金資産合計	2,969	2,915
繰延税金負債		
① 固定負債		
固定資産	14	11
その他有価証券評価差額金	22	76
繰延税金資産(固定)との相殺	△37	△87
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	2,969	2,915

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	—%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	4.61
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△1.24
評価性引当金	—	522.92
住民税均等割	—	1.35
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	3.45
その他	—	29.18
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	598.28

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種 類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	941	—	—	71	870	682
	工具、器具及び備品	91	—	—	29	62	45
	土地	3,216	—	—	—	3,216	—
	計	4,248	—	—	100	4,148	728
無形固 定資産	その他	—	0	—	0	0	0
	計	—	0	—	0	0	0

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,374	1,084	80	5,379
賞与引当金	7	21	7	21
役員退職慰労引当金	138	—	50	88

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://www.pronexus.co.jp/koukoku/9684/9684.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度（第33期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月26日関東財務局長に提出。

2 内部統制報告書

事業年度（第33期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月26日関東財務局長に提出。

3 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第34期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出。

第34期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月13日関東財務局長に提出。

第34期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月12日関東財務局長に提出。

4 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年6月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年8月21日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6 月 26 日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横 内 龍 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 野 広 義 ㊞
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	坂	隆	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横	内	龍也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	野	広義	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 洋祐
【最高財務責任者の役職氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松田洋祐及び最高財務責任者渡邊一治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社である株式会社スクウェア・エニックス、株式会社タイトー、SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.、及び、SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社29社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月11日
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 洋祐
【最高財務責任者の役職氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長松田洋祐及び当社最高財務責任者渡邊一治は、当社の第34期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。